

○訪日外国人旅行者の来訪が特に多い「道の駅」等において、ICTも活用した多言語案内や無料エリアWi-Fiの整備や、キャッシュレス決済環境の整備、スマートフォンごみ箱の整備、混雑対策の推進、子供連れ環境の整備、外国人観光案内所の整備等を集中的に支援する。

## 主な整備事業

※赤字は令和3年度拡充部分

### ①多言語案内の整備



■二次元コードも活用した多言語案内標識



■HP・コンテンツ作成  
■案内放送の多言語化  
■掲示物等の多言語化 等

### ②無料Wi-Fiの面的整備



■無料公衆無線LAN環境の整備  
■ワーケーション環境の整備



### ③多言語対応・先進的決済環境の整備



■多言語翻訳システム機器の整備  
■多言語翻訳用タブレット端末の整備  
■メニューのオンライン化



■非接触式等の先進的決済環境の整備  
■免税手続の電子化対応等

### ④トイレの洋式便器の整備及び清潔等機能向上

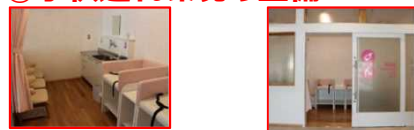


■洋式便器の整備及び清潔等機能向上(光触媒タイルの活用等)

### ⑤混雑対策の推進



### ⑥子供連れ環境の整備



■おむつ交換台の整備 ■授乳室の整備 等

### ⑦ゴミ問題の解消

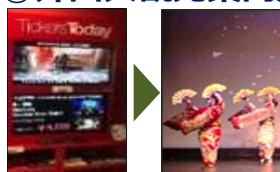


■ICTを活用したゴミ箱の整備

### ⑧段差の解消



### ⑨外国人観光案内所等の整備・改良



■地域におけるコト消費促進のための環境整備



■事前予約対応のHP・システム



■オンラインコンテンツの作成等



各種誘導看板 
 Wi-Fi 
 キャッシュレス端末、多言語対応機器の整備  
 公衆トイレ 
 ごみ箱 
 混雑の見える化 
 外国人観光案内所

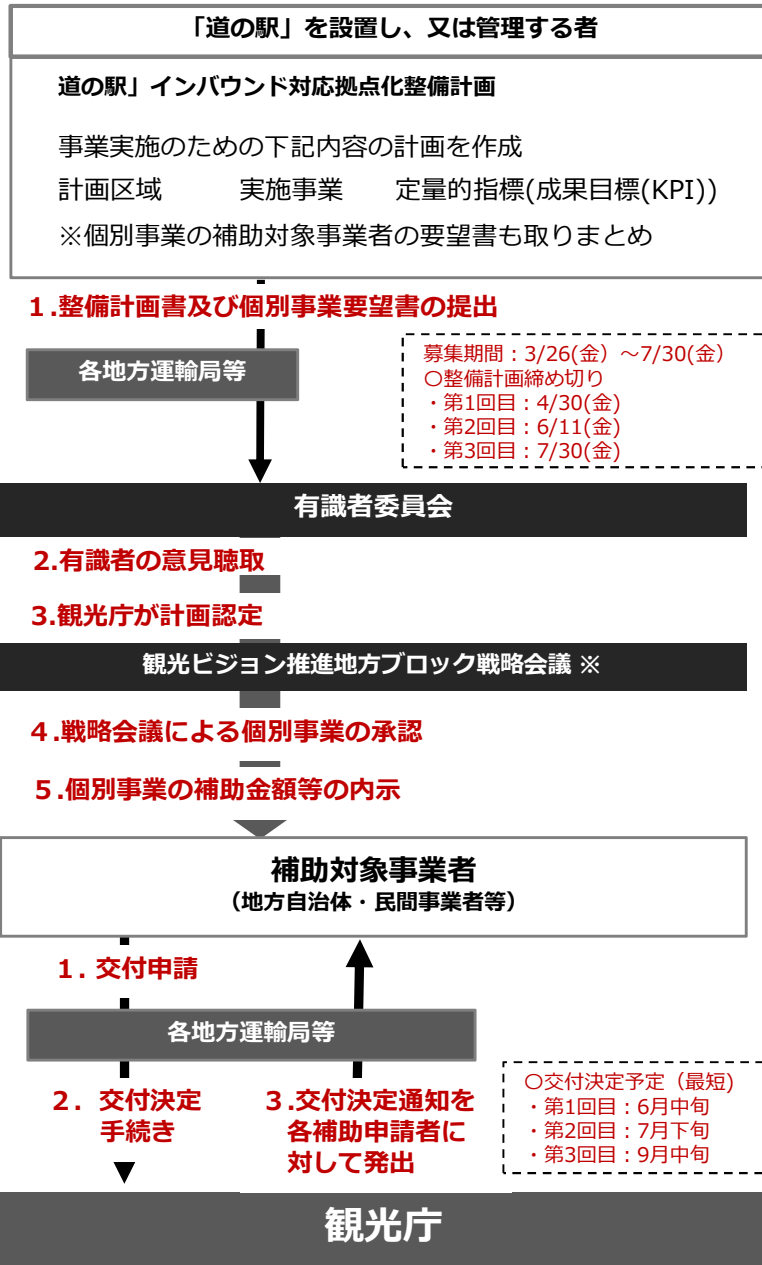
**要件** ①又は②かつ③の要件を満たす「道の駅」を対象とする。

①訪日外国人旅行者の来訪が特に多い又はその見込みがあること。  
 ②地域、民間事業者との連携等により訪日外国人旅行者の誘客に高い効果が見込まれる意欲的な取組が行われている又はその予定があること。  
 ③以下の整備項目を全て実施（実施済みの整備項目がある場合は、当該整備項目以外の全てを実施）すること。  
 ・多言語対応（外国人観光案内所（日本政府観光局により認定されている又は認定の見込みがあるものに限る。）が整備されている。）がなされていること。  
 ・キャッシュレス決済環境が整備されている、又はその予定があること。

<b>補助率</b>	2分の1
<b>事業主体</b>	(1) 地方公共団体（港務局を含む。） (2) 民間事業者 (3) 航空旅客ターミナル施設を設置し、又は管理する者 (4) 協議会等
<b>募集期間</b>	整備計画及び個別事業要望書の募集期間 令和3年3月26日(金)～7月30日(金) 17時必着

整備計画の認定・内示手続

補助事業  
交付手続



## ■申請スキーム

「道の駅」を設置し、又は管理する者が、当該「道の駅」の所在する市町村又は観光地域づくり法人(DMO)\*と協議して、当該「道の駅」ごとに「道の駅」インバウンド対応拠点化整備計画（以下「整備計画」という。）を作成。

同時に、個別事業の補助対象事業者は、要望書を作成。

1. 計画作成者は、地方運輸局等を経由し観光庁に整備計画と個別事業の要望書を提出
2. 精査が完了した案件について、観光庁が外部有識者の意見聴取
3. 観光庁が支援対象とする整備計画を認定
4. 観光ビジョン地方推進ブロック戦略会議が個別事業の要望を承認
5. 地方運輸局等を通じて個別事業の補助金額等の内示

※計画書の募集期限より、6週間程度

\*DMO又はその候補として観光庁長官の登録を受けた法人であって当該「道の駅」の所在する市町村の区域において事業を行うもの

補助対象事業者は、補助事業に関わる交付申請書を作成

1. 補助申請者は、地方運輸局等に交付申請書を提出
2. 観光庁が交付決定手続きを実施
3. 観光庁より、交付決定のあったものに対し、交付決定通知を各補助申請者に対して発出（交付申請書提出より、1～2週間程度）

※ 観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議：「明日の日本を支える観光ビジョン」の目標の実現に向け、全国10ブロックにおいて地方整備局、地方運輸局等が中心となり、国の他の出先機関や知事・政令市長、地元経済界の代表等を交えて地方ブロック戦略について意見交換を行う